

## みやぎ消防団員応援プロジェクト実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮城県内の消防団員の確保を図り、もって地域防災力の充実強化に資するため、宮城県内の消防団員及びその家族（以下「団員等」という。）に対し、サービス等の提供をすることにより消防団員を応援する企業及び店舗等（以下「みやぎ消防団応援事業所」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 このプロジェクトは、宮城県が公益財団法人宮城県消防協会と相互に協力し実施するものとする。

### (みやぎ消防団応援事業所に関する基本的な考え方等)

第3条 みやぎ消防団応援事業所は、第1条の趣旨に賛同し、自主的にサービス等を提供するものとする。

- 2 この要綱におけるサービス等とは、団員等が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算を始めとした各種サービスのことをいう。

### (登録の申請)

第4条 みやぎ消防団応援事業所に登録しようとする企業及び店舗等は、みやぎ消防団応援事業所登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項の申請を受け、その内容が次の各号に該当しないことを確認した場合には、みやぎ消防団応援事業所登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録する。
  - (1) 宗教活動及び政治活動に関するもの
  - (2) 各種法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
  - (3) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当でないと認めるもの
- 3 知事は、前項の登録を受けた当該事業所に対して、その旨を様式第3号により通知するとともに、みやぎ消防団応援事業所表示証（様式第4号。以下「表示証」という。）を交付するものとする。
- 4 知事は、みやぎ消防団応援事業所の名称、所在地及びサービス等の内容を、ホームページ等により公表するものとする。

### (表示証の表示)

第5条 みやぎ消防団応援事業所は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) みやぎ消防団応援事業所内の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、フリーペーパー及びインターネット等により行う映像その他の広告

(登録の変更)

第6条 みやぎ消防団応援事業所は、登録された内容を変更しようとするときは、みやぎ消防団応援事業所登録変更申請書(様式第5号)により、変更の1か月前までに、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、登録台帳の当該内容を変更するとともに、その旨を様式第6号により当該事業所宛て通知するものとする。

(登録の廃止)

第7条 みやぎ消防団応援事業所は、登録を廃止しようとするときは、みやぎ消防団応援事業所登録廃止届出書(様式第7号)により、表示証を添えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項に規定する届出があったときは、登録台帳から抹消するとともに、その旨を様式第8号により当該事業所宛て通知するものとする。

(登録の取消)

第8条 知事は、みやぎ消防団応援事業所が事業を廃止等したとき又は偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき、その他みやぎ消防団応援事業所としての登録が適当でない事実を覚知したときは、当該登録を取り消すものとし、登録台帳から職権で抹消するとともに、その旨を様式第9号により当該事業所宛て通知するものとする。

2 前項の規定により登録を取り消されたみやぎ消防団応援事業所は、速やかに表示証を知事に返還しなければならない。

(身分証)

第9条 知事は、県内の消防団員に対し、団員であることを示すカード(様式第10号。以下「団員カード」という。)を作成し、市町村を通じて各団員に交付するものとする。

2 団員等は、みやぎ消防団応援事業所から提供されるサービス等を受けようとするときは、裏面に署名した団員カードを提示しなければならない。

3 団員等は、団員カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

4 団員は、団員カードの汚損や紛失があった場合は、速やかに所属する消防団が設置されている市町村(以下「所属市町村」という。)に申し出て、知事から再交付を受けるものとする。

5 団員は、退団等により消防団員でなくなった場合は、団員カードを速やかに所属市町村に返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月11日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係）

みやぎ消防団応援事業所登録申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

みやぎ消防団員応援プロジェクトの趣旨に賛同し、みやぎ消防団応援事業所への登録を申請します。

申請者 住所・所在地 〒 -

氏名・法人名

代表者役職氏名（個人事業者は記載不要です）

ジャンル（複数選択可）	<input type="checkbox"/> 買う	<input type="checkbox"/> 食べる	<input type="checkbox"/> 遊ぶ	<input type="checkbox"/> 泊まる
	<input type="checkbox"/> 習う	<input type="checkbox"/> 金融	<input type="checkbox"/> 理容・美容	<input type="checkbox"/> クリーニング
	<input type="checkbox"/> その他（ ）			
店舗・企業等情報	店舗等名称	（ふりがな）		
	店舗等所在地	（ふりがな） 〒 -		
	電話・FAX 番号	電話：	FAX：	
	営業時間	： ～ ：	定休日	
	HP アドレス		E-mail	
	提供するサービス内容等（複数可）	サービス内容	対象者	備考
	団員カード以外の確認書類	（団員カード提示のみで良い場合は「不要」とご記入ください）		
店舗等の PR（100 字以内）				
連絡先	担当者名	（ふりがな）		
		電話：		
		E-mail		

※太枠内の店舗・施設情報は県のホームページ等で公開する項目です。

※複数の店舗・施設を申し込む場合は、店舗等の一覧表を添付の上、本申請書を提出してください。

※郵送・ファクシミリ・E-mail でお申し込みください。

《送付先》〒980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1 宮城県総務部消防課消防班宛て

電話：022-211-2373 FAX：022-211-2398 E-mail：[syobous@pref.miyagi.jp](mailto:syobous@pref.miyagi.jp)

（提供するサービス内容の記入例）

サービス内容	対象者	備考
購入金額の 10%割引	団員カード提示者のみ	一部商品は除く
全品 50 円引き	団員カード提示者 1 名につき 家族 4 名まで	他のサービス券等は併用不可



様式第3号（第4条第3項関係）

消 第 号  
年 月 日

登録者名 様

宮城県知事

印

みやぎ消防団応援事業所の登録について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、みやぎ消防団応援事業所登録台帳に下記のとおり登録しました。

このたびの御協力について深く感謝いたしますとともに、今後も消防団への御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 登録番号及び店舗等名称 第 号 \_\_\_\_\_
- 2 登録年月日 平成 年 月 日
- 3 交付物

みやぎ消防団応援事業所表示証

※表示証の掲載などについては「みやぎ消防団応援事業所表示証の取扱いについて」を御確認ください。

様式第4号（第4条第3項関係）  
みやぎ消防団応援事業所表示証

サイズ B3版・縦（515mm×364mm）



様式第10号（第9条第1項関係）  
団員カード  
表



裏

消防団 \_\_\_\_\_ 分団 \_\_\_\_\_

氏名  
(署名) \_\_\_\_\_

【注意事項】

- みやぎ消防団応援事業所で使用する場合は、このカードを提示してください。
- 店舗等から求めがあった場合は、本人が確認できる書面を併せて提示してください。
- このカードは、署名本人及びその家族のみ有効です。カードを譲渡・貸与してはいけません。
- 退団された場合は、必ずこのカードを返還してください。
- このカードを拾われたときは、お手数ですが下記まで御連絡ください

**宮城県総務部消防課 TEL.022(211)2373**

サイズ 縦 54mm×横 86mm

様式第5号（第6条第1項関係）

みやぎ消防団応援事業所登録変更申請書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

みやぎ消防団員応援プロジェクトのみやぎ消防団応援事業所の登録の変更を申請します。

登録者 登録番号

住所・所在地 〒 -

氏名・法人名

代表者役職氏名（個人事業者は記載不要です）

※変更箇所のみ記入してください。

ジャンル（複数選択可）		<input type="checkbox"/> 買う	<input type="checkbox"/> 食べる	<input type="checkbox"/> 遊ぶ	<input type="checkbox"/> 泊まる
		<input type="checkbox"/> 習う	<input type="checkbox"/> 金融	<input type="checkbox"/> 理容・美容	<input type="checkbox"/> クリーニング
		<input type="checkbox"/> その他（ ）			
店舗・企業等情報	店舗等名称	(ふりがな)			
	店舗等所在地	(ふりがな) 〒 -			
	電話・FAX番号	電話：	FAX：		
	営業時間	： ～ ：	定休日		
	HPアドレス		E-mail		
	提供するサービス内容等（複数可）	サービス内容	対象者	備考	
	団員手帳以外の確認書類				
	店舗等のPR（100字以内）				
連絡先	担当者名	(ふりがな)		電話：	
				E-mail	

※太枠内の店舗・施設情報は県のホームページ等で公開する項目です。

※複数の店舗・施設が登録されている場合は、登録店舗等の一覧表を添付の上、本申請書を提出してください。

※郵送・ファクシミリ・E-mailでお申し込みください。

《送付先》〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県総務部消防課消防班宛  
電話：022-211-2373 FAX：022-211-2398 E-mail：syobous@pref.miyagi.jp

様式第6号（第6条第2項関係）

消 第 号  
年 月 日

登録者名 様

宮城県知事

印

みやぎ消防団応援事業所の登録の変更について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のありましたこのことについては、みやぎ消防団応援事業所登録台帳を下記のとおり変更しました。

記

- 1 登録番号及び店舗等名称 第 号 \_\_\_\_\_
- 2 登録変更年月日 平成 年 月 日
- 3 登録変更内容

変更前	
変更後	

みやぎ消防団応援事業所登録廃止届出書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

登録者 住所・所在地 〒 ー

氏名・法人名

代表者役職氏名（個人事業者は記載不要です）

平成 年 月 日付け第 号で登録されたみやぎ消防団応援事業所について、  
下記の理由により廃止したいので、みやぎ消防団応援事業所表示証を添えて届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 店舗等名称
- 3 廃止理由

※複数の店舗・施設が登録されている場合は、「2 店舗等名称」欄に「別紙のとおり」と記載の上、登録店舗等の一覧表を添付して本届出書を提出してください。

※郵送・ファクシミリ・E-mailで送付してください。

《送付先》〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県総務部消防課消防班宛て  
電話：022-211-2373 FAX：022-211-2398 E-mail：syobous@pref.miyagi.jp

様式第8号（第7条第2項関係）

消 第 号  
年 月 日

登録者名 様

宮城県知事

印

みやぎ消防団応援事業所の登録の廃止について（通知）

平成 年 月 日付けで届出のありましたこのことについては、下記のとおり登録を廃止しました。

これまでの御協力に対し深く感謝いたしますとともに、今後も消防団への御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 登録番号及び店舗等名称 第 号 \_\_\_\_\_
- 2 登録廃止年月日 平成 年 月 日

様式第9号（第8条第1項関係）

消 第 号  
年 月 日

登録者名 様

宮城県知事

印

みやぎ消防団応援事業所の登録の取消について（通知）

みやぎ消防団員応援プロジェクト実施要綱第8条の規定により、下記のとおり登録を取り消します。

つきましては、速やかに表示証を県総務部消防課まで返還願います。

記

- 1 登録番号及び店舗等名称 第 号 \_\_\_\_\_
- 2 登録取消年月日 平成 年 月 日
- 3 登録取消理由